

○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項

改正案	現行
<p>(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 自己資本の構成に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 自己資本比率告示第五条第七項又は第二十八条第六項の</p>	<p>(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 自己資本の構成に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 自己資本の構成に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 自己資本比率告示第五条第七項又は第二十八条第三項の</p>

規定により基本的項目から控除した額

(銀行持株会社における事業年度の開示事項)

第七条 (略)

2 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ 連結における基本的項目の額及び次に掲げる項目の額

(1) (7) (略)

(8) 連結自己資本比率告示第五条第七項又は第十七条第六項

の規定により基本的項目から控除した額

ロ(二) (略)

三(十一) (略)

規定により基本的項目から控除した額

(銀行持株会社における事業年度の開示事項)

第七条 (略)

2 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ 連結における基本的項目の額及び次に掲げる項目の額

(1) (7) (略)

(8) 連結自己資本比率告示第五条第七項又は第十七条第三項

の規定により基本的項目から控除した額

ロ(二) (略)

三(十一) (略)